

改正案

現行

<p>（電磁的方法） 第六条 商法第二百三十条第三項に規定する法務省令で定める電磁的方法及び同法第二百二十四条第二項（同条第四項、同法第二百三十条ノ二第二項、第二百八十条ノ三十一第五項、第三百十八条第一項及び有限会社法第二十四条第四項において準用する場合を含む。）に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 （略） 二 第三条に規定するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2・3 （略）</p>	<p>（電磁的方法） 第六条 （同上）</p> <p>一 （略） 二 第二条に規定するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2・3 （略）</p>
<p>（営業報告書） 第二百三条 営業報告書には、次に掲げる事項その他計算書類作成会社の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。</p> <p>一～八 （略） 九 次に掲げる自己株式の区分に応じ、それぞれ次に定める事項</p>	<p>（営業報告書） 第二百三条 （同上）</p> <p>一～八 （略） 九 その営業年度中に取得した自己株式の種類、数、取得価額の総額及び</p>
<p>イ その営業年度中に取得した自己株式 種類、数、取得価額の総額</p> <p>ロ その営業年度中に特定のものから買い受けた自己株式（商法第二百四条ノ三第一項（同法第二百四条ノ五第一項において準用する場合を含む。）の請求又は同法第二百十條第一項の決議に基づき買い受けたものに限る。） その売主の氏名又は名称若しくは商号</p> <p>ハ その営業年度中に商法第二百一十一條ノ三第一項の決議により買い受けた自己株式（同項第一号の子会社から買い受けたものを除く。）</p> <p>（同条第四項の規定により定時総会に報告しなければならない事項）</p>	<p>ハ 特定のものから買い受けたとき（商法第二百四条ノ三第一項（同法第二百四条ノ五第一項において準用する場合を含む。）の請求があつた場合及び同法第二百十條第一項の決議に基づく場合に限る。）はその売主、その営業年度中に処分又は株式失効の手續をした自己株式の種類、数及び処分価額の総額並びに決算期において保有する自己株式の種類及び数</p>
<p>二 その営業年度中に処分した自己株式 種類、数及び処分価額の総額</p> <p>ホ その営業年度中に株式失効の手續をした自己株式 種類及び</p>	

数

へ 決算期において保有する自己株式 その種類及び数

十 (略)
(削る)

十一 (略)

2 次の各号に掲げる新株予約権がある株式会社は、それぞれ当該各号に定める事項をも営業報告書に記載しなければならない。

一 現に発行している新株予約権 新株予約権の数、目的となる株式の種類及び数並びに発行価額

二 その営業年度中に株主以外の者（次に掲げる者（計算書類作成会社の取締役又は執行役を兼任する者を除く。以下この項において「特定使用人等」という。）を除く。）に対し特に有利な条件で発行した新株予約権 割当てを受けた者の氏名又は名称並びにその者が割当てを受けた新株予約権の数、目的となる株式の種類及び数、発行価額、行使の条件、消却の事由及び条件並びに有利な条件の内容

イ 計算書類作成会社の使用人
ロ 計算書類作成会社の子会社（連結特別規定適用会社にあつては、

十 (略)

十一 次に掲げる新株予約権の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
イ 現に発行している新株予約権 新株予約権の数、目的となる株式の種類及び数並びに発行価額

ロ その営業年度中に株主以外の者（八に規定する特定使用人を除く。）に対し特に有利な条件で発行した新株予約権 割当てを受けた者の氏名又は名称並びにその者が割当てを受けた新株予約権の数、目的となる株式の種類及び数、発行価額、行使の条件、消却の事由及び条件並びに有利な条件の内容

ハ その営業年度中に計算書類作成会社又はその子会社（連結特別規定適用会社にあつては、その子法人等）の使用人（八において「特定使用人」という。）に対し特に有利な条件で発行した新株予約権 割当てを受けた新株予約権の目的となる株式の数の上位十名（同順位にある者が複数ある場合において、上位十位までに当たる者の数が十名を超えるときは、そのうち最も下位に当たる者については、その上位に当たる者の数と合わせて十名に満つるまでの数の者）以上の特定使用人についてのロに定める事項

十二 (略)

(新設)

その関係会社（計算書類作成会社の親会社を除く。）において同じ。）及び執行役

八 計算書類作成会社の子会社の監査役及び監査委員

二 計算書類作成会社の子会社の使用人（ロ又は八に掲げる者を兼任する者を除く。）

三 その営業年度中に次に掲げる特定使用人等に対し特に有利な条件で発行した新株予約権 前号に定める事項

イ その営業年度中に割当てを受けた新株予約権の目的となる株式の数（以下この号において「割当株式数」という。）の上位十名（同順位にある者が複数ある場合において、上位十位までに当たる者の割当株式数が十名を超えるときは、そのうち最も下位に当たる者については、その上位に当たる者の割当株式数と合わせて十名に満たすまでの数の者）以上の特定使用人等

ロ その割当株式数が計算書類作成会社の取締役、執行役又は監査役の割当株式数のうち最も少ない数以上の特定使用人等（前号ロ及び八に掲げる者に限る。）

四 その営業年度中に特定使用人等に対し特に有利な条件で発行した新株予約権 第二号イからニまでに掲げる者の区分に応じ、新株予約権の数、目的となる株式の種類及び数並びに付与した者の総数

3| 営業の部門が分かれている計算書類作成会社にあつては、第一項第二号に掲げる事項の記載は、その部門別にもしななければならない。ただし、資金調達の状況その他の記載が困難な事項については、この限りでない。

4| 小株株式会社及び有限会社の営業報告書には、前三項の規定にかかわらず、計算書類作成会社の状況に関する重要な事項（小株株式会社にあつては、第一項第九号八に定める事項を含む。）を記載すれば足りる。

（連結特例規定適用会社等の特例）

第百五条 連結特例規定適用会社は、次に掲げる事項をも営業報告書に記載しなければならない。

一 連結特例規定適用会社の会計監査人である公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第三項に規定する外国

2| 営業の部門が分かれている計算書類作成会社にあつては、前項第二号に掲げる事項の記載は、その部門別にもしななければならない。ただし、資金調達の状況その他の記載が困難な事項については、この限りでない。

3| 小株株式会社及び有限会社の営業報告書には、前二項の規定にかかわらず、計算書類作成会社の状況に関する重要な事項を記載すれば足りる。

（連結特例規定適用会社等の特例）

第百五条 （同上）

一 連結特例規定適用会社の会計監査人である公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人に当該連結特例規定適用会社及びその子

公認会計士を含む。)又は監査法人に当該連結特別規定適用会社及びその子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額(子法人等にあつては、当該営業報告書を作成すべき決算期に係る連結損益計算書に記載すべきものに限る。)

二 前号の合計額のうち、公認会計士法第二条第一項の業務の対価として支払うべき金額の合計額

三 (略)

2 連結計算書類作成会社の営業報告書には、第二百三条第一項第一号(株式の状況を除く。)、第二号、第四号、第五号及び第十一号に掲げる事項に代えて、当該連結計算書類作成会社及びその子法人等から成る企業集団の状況に関する当該各号に掲げる事項を記載することができる。ただし、同項第四号に掲げる事項については、当該連結計算書類作成会社に関する事項をも記載しなければならない。

3 第二百三条第三項の規定は、前項の規定による企業集団の状況に関する同条第一項第二号に掲げる事項の記載について準用する。

(中間配当における控除額及び加算額)

第二百二十五条 商法第二百九十三条ノ五第三項第四号に規定する法務省令に定める額は、次に掲げる額とする。

一(三) (略)

四 最終の決算期後に取得した自己の株式(商法第二百十条第一項及び第二百十一条ノ三第一項の決議に基づき買い受けたものを除く。)があるときは、当該自己の株式について会計帳簿に記載した額

五 最終の決算期後に商法第二百十条第一項又は第二百十一条ノ三第一項の決議(当該決算期前に決議されたものに限る。)に基づき自己の株式を買い受けたときは、当該自己の株式について会計帳簿に記載した額

六 最終の決算期後に当該株式会社が分割する会社となる新設分割又は吸収分割をした場合において、当該新設分割によつて設立する株式会社若しくは有限会社又は当該吸収分割によつて営業を承継する株式

法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額(子法人等にあつては、当該営業報告書を作成すべき決算期に係る連結損益計算書に記載すべきものに限る。)

二 前号の合計額のうち、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三三号)第二条第一項の業務の対価として支払うべき金額の合計額

三 (略)

2 連結計算書類作成会社の営業報告書には、第二百三条第一項第一号(株式の状況を除く。)、第二号、第四号、第五号及び第十二号に掲げる事項に代えて、当該連結計算書類作成会社及びその子法人等から成る企業集団の状況に関する当該各号に掲げる事項を記載することができる。ただし、同項第四号に掲げる事項については、当該連結計算書類作成会社に関する事項をも記載しなければならない。

3 第二百三条第二項の規定は、前項の規定による企業集団の状況に関する同条第一項第二号に掲げる事項の記載について準用する。

(中間配当における控除額)

第二百二十五条 (同上)

一(三) (略)

四 最終の決算期後に商法第二百四条ノ三第一項(同法第二百四条ノ五第一項後段において準用する場合を含む。)、第二百十一条ノ三第一項又は第二百二十四条ノ五第二項(同法第二百二十四条ノ六において準用する場合を含む。)(の規定により自己の株式を買い受けたときは、当該自己の株式について会計帳簿に記載した額

(新設)

(新設)

会社若しくは有限会社が当該分割をする会社の株主に対し、分割に際して発行する新株（吸収分割の場合にあつては、当該新株に代えて移転する自己の株式を含む。）又は出資（吸収分割の場合にあつては、当該出資に代えて移転する自己の持分を含む。）の全部又は一部の割当てをしたときは、当該株式会社が当該分割により承継させた資産につき当該株式会社の会計帳簿に記載した価額の合計額が次に掲げる額の合計額を超える場合におけるその差額

イ 当該分割により承継させた負債につき当該株式会社の会計帳簿に記載した価額の合計額

ロ 当該分割により当該株式会社が割当てを受けた株式又は出資があるときは、当該株式又は出資につき当該株式会社の会計帳簿に記載した価額及び支払を受けた金額の合計額

ハ 当該分割により承継させた資産につき第三号に規定する純資産額があるときは、当該純資産額

2) 商法第二百九十三条ノ五第三項第七号に規定する法務省令に定める額は、次に掲げる額とする。

一 最終の決算期後資本又は資本準備金若しくは利益準備金を使用し、又は減少して資本の欠損のてん補に充てた額

二 最終の決算期後商法第二百八十八条ノ二第二項又は第四項前段の規定により資本準備金としなかつた額からこれらの規定に規定する分割に際して増加させた利益準備金の額を控除した額

三 最終の決算期後商法第二百八十八条ノ二第五項前段の規定により資本準備金としなかつた額から同項後段の規定により利益準備金とした額を控除した額

(新設)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成十五年九月二十五日から施行する。

(営業報告書に関する経過措置)

- 2 この省令の施行前に到来した決算期に関して作成すべき営業報告書の記載又は記録の方法に関しては、この省令の施行後も、なお従前の例による。
- 3 前項の規定は、この省令による改正後の商法施行規則の規定に基づき営業報告書を作成することを決定した株式会社については、適用しない。この場合においては、同項の営業報告書に、その旨の注記をしなければならない。